

盛岡市芸術文化推進指針

歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち

平成30年3月策定

令和7年3月改訂

盛岡市

はじめに

盛岡市は、盛岡藩の城下町としてまちが開かれてから400年を超える長い歴史を持ち、多くの先人が築き上げてきた有形無形の文化遺産や伝統文化が脈々と受け継がれてきました。

都市基盤の整備が進み、生活の利便性が向上した現代においても、中心市街地には歴史的建造物や古いまち並みが残っており、四季の移ろいが美しい彩りを生み出す豊かな自然環境の中、盛岡が育んできた文化的土壌や城下町の暮らし文化に根差した市民主体の芸術文化が市民の誇りとして受け継がれています。



これまでの間、芸術文化の振興・発展を目指し、鑑賞・参加機会の拡充や芸術文化活動団体への支援などに取り組むとともに、盛岡市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館及び渋民文化会館を市民の文化拠点とし、4館それぞれの特色を生かした取組により、芸術文化によるまちづくりを進めてきました。

一方、人口減少や少子高齢化によるコミュニティの衰退や芸術・伝統文化活動の担い手不足といった社会問題も顕在化しており、次世代への継承・発展には、日々変化する社会情勢に対応していくことが求められています。

本指針は、盛岡市総合計画に位置付けられた芸術文化の振興を図るため、平成30年3月に策定され、「歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち」を基本理念としています。

この基本理念の実現に向け、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが芸術文化に親しむことができる機会づくりとともに、芸術文化団体が自主的な活動を安定的に継続していくことができる環境づくりを目指し、盛岡市芸術文化推進計画に基づく取組を進めてまいります。

本指針の改訂に当たり、盛岡市芸術文化推進審議会の皆様をはじめ、御意見をいただきました皆様に感謝申し上げますとともに、これまで培った貴重な財産の次世代への継承・発展、芸術文化の振興に向け、市民の皆様、事業者・芸術文化団体の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

盛岡市長 内館 茂

盛岡市芸術文化推進指針

目 次

第1	指針の基本的事項	3
1	趣旨.....	3
2	対象範囲と位置付け	6
3	指針の見直し.....	7
第2	現状と課題	8
第3	基本理念.....	17
第4	基本的な方向性.....	18

第1 指針の基本的事項

1 趣旨

盛岡市は盛岡藩20万石の城下町として発展し、盛岡城跡をはじめとした有形の文化遺産や能楽、茶の湯、生け花などの伝統文化があります。また、さんさ踊りや神楽などの無形の民俗芸能が各地域で盛んに行われてきました。これらの有形無形の文化遺産は、先人たちの努力により保存継承され、今に息づいています。

大正2年には、盛岡劇場ができ、歌舞伎、演劇を中心としてあらゆる芸能、演芸、講演会など多種多様な催し物が行われ、まさに盛岡劇場は文化を醸成しながら盛岡、岩手の芸術文化の発信源、情報基地として歩んできました。

芸術文化は、私たちに喜びや感動、心の潤いや安らぎをもたらし、創造性を育むとともに、自らが住む地域への愛着と誇りを持たせると同時に人生を豊かにしてくれるものです。また、人と人との相互理解を促すとともに、絆を深め、多様な価値観を認め合える寛容性のある社会を形成します。

近年、教育や福祉の充実、観光や産業の活性化、地域の再生など様々な分野において、芸術文化の持つ創造性を活用しながら諸問題の解決や改善につなげる手段として注目されるとともに、まちの独自性や新たな魅力を生み出す源泉にもなるものと期待されています。

盛岡の芸術文化の振興により市民が生き生きと暮らし、市民・事業者・行政がともに芸術文化の持つ創造性を地域・産業・観光等の振興に横断的に活用し、活力のあるまちづくりを一体的に展開していくよう、施策として体系的に位置付け、芸術文化の振興の基本的な方向性を提示することを目的に平成30年に「盛岡市芸術文化推進指針」を策定しました。

今般、上位計画である盛岡市総合計画が令和6年度で計画期間の終期を迎えることから、令和7年度を始期とする市総合計画に合わせた見直しを実施しました。

盛岡市総合計画～基本構想～（案）

基本目標 1 豊かな地域資源が活力を生み出すまちづくり

施策 6 歴史・文化の継承

- ・地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護・継承に取り組みます。また、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産として市民の理解を深めるとともに、本市の魅力発信につながる積極的な活用に取り組みます。

「小施策Ⅰ 文化財の保存と活用」

- ・有形文化財の所有者に支援や助言を行うとともに、町内会等をはじめ、地域への協力を求めています。また、無形民俗文化財の後継者育成に向けた支援策を講じます。適切に埋蔵文化財を保管するため、収蔵場所を確保するほか、歴史遺産を保存・維持し、活用するための仕組みづくりに取り組みます。

「小施策Ⅱ 博物館等施設の整備・充実」

- ・老朽化への対応、バリアフリー化など、利用者の安全性・利便性を向上させるための取組を進めるとともに、さらなる施設活用に向け、魅力あるイベント等の開催や効果的なPR活動に取り組みます。

基本目標 2 人を育み未来を選べるまちづくり

施策 10 芸術文化の振興

- ・誰もが芸術文化に親しみ、豊かな生活が送れるように、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。

「小施策Ⅰ 芸術・文化活動の充実」

- ・盛岡市芸術文化振興基金を活用し、ふるさと納税や企業等からの芸術文化振興に係る寄付金等の受領の機会を増やしていくとともに、支援のニーズを適切に把握し、社会・経済情勢を踏まえた上で実施可能な支援策を講じます。また、限られた市民や団体だけでなく誰もが気軽に芸術文化に触れ、体験できる取組の充実を図ります。

「小施策Ⅱ 文化施設の整備と活用」

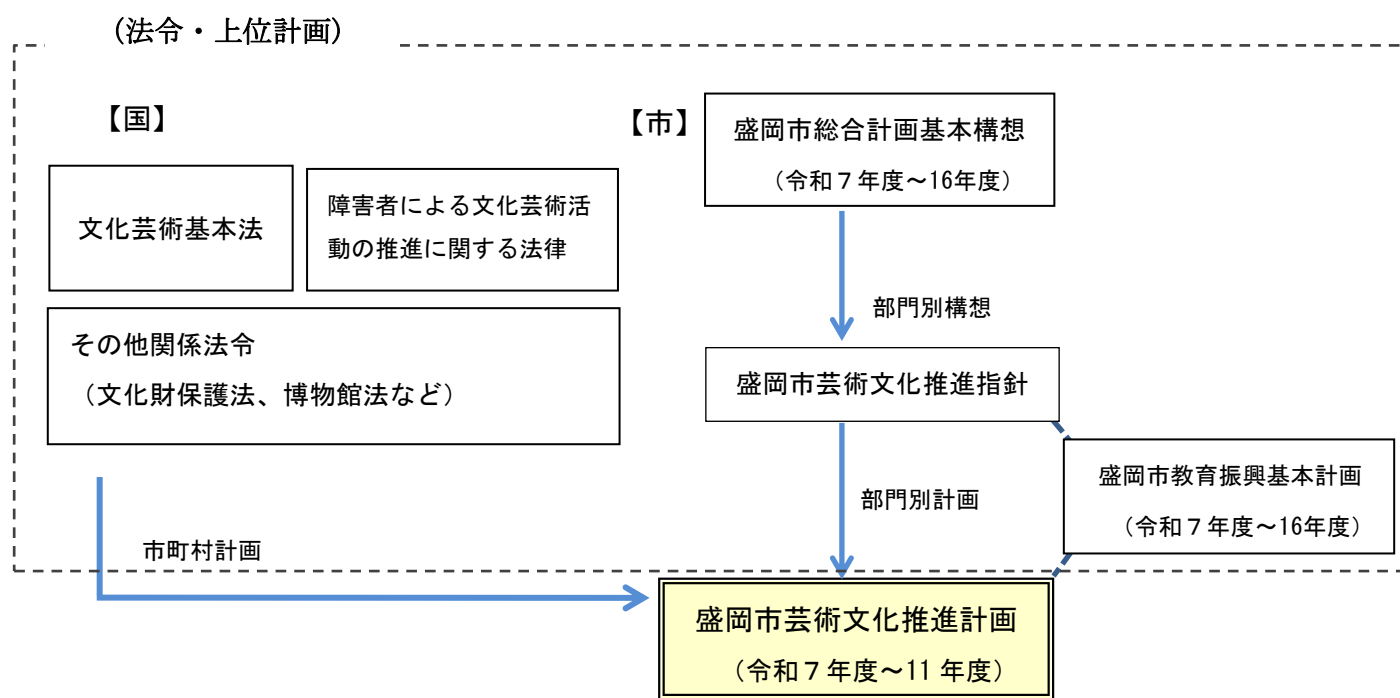
- ・ 計画的な施設設備の修繕や更新を進める必要があり、修繕に活用できる財源の確保を図るほか、修繕後の維持管理も含めたトータルコストを抑える取組など、費用負担の提言について検討を進めます。

2 対象範囲と位置付け

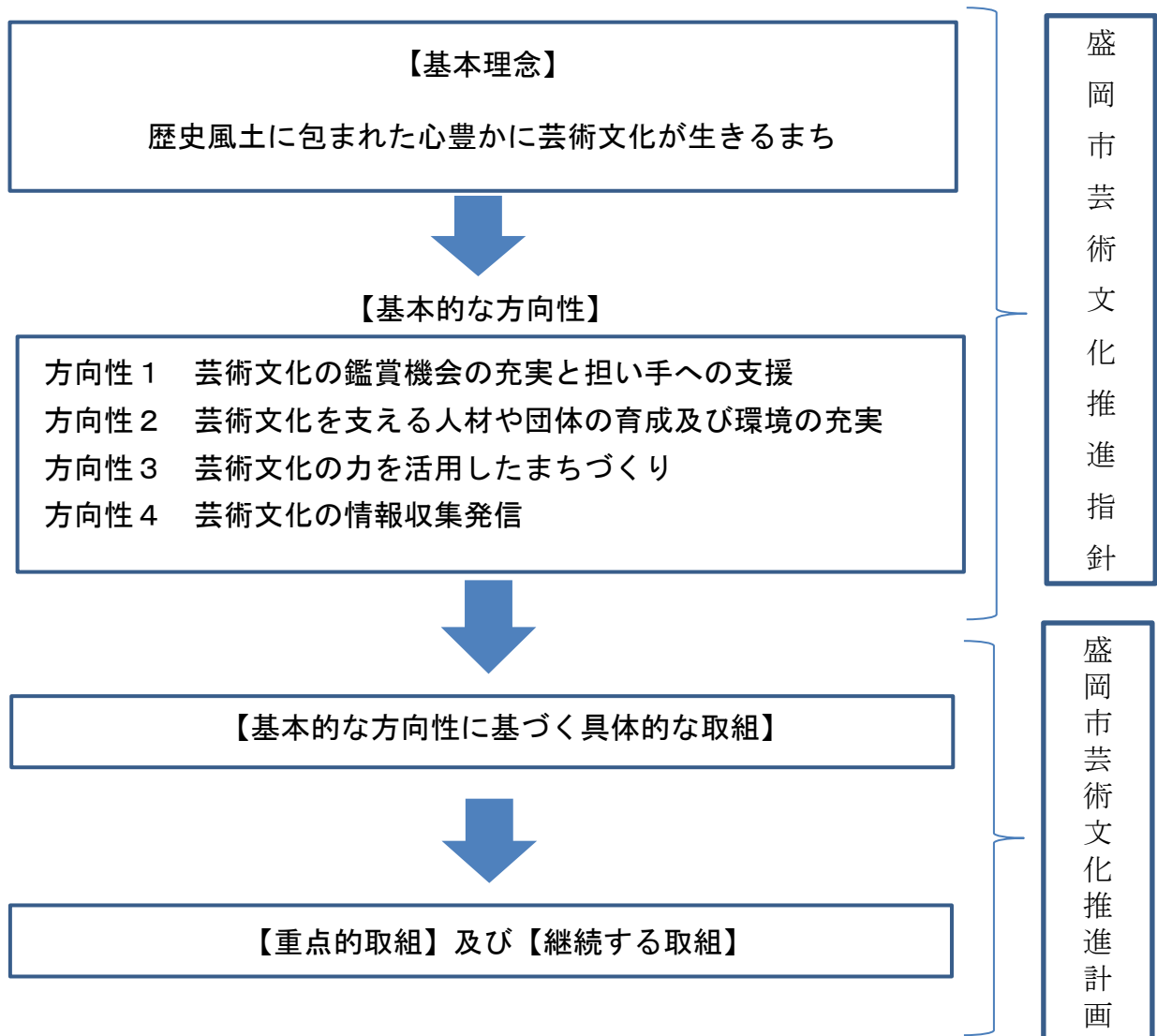
文化芸術基本法（※）においては、芸術文化の対象範囲を「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「国民娯楽」「出版物及びレコード等」「文化財等」「地域における芸術文化」のほか、産業芸術など幅広く捉えています。

盛岡市芸術文化推進指針においては、令和7年3月に策定の盛岡市総合計画～基本構想～「施策6 歴史・文化の継承」及び「施策10 芸術文化の振興」を対象範囲とし、市の芸術文化振興の基本的な方向性を定めるものです。

【指針の位置付け】



【指針の構成】



3 指針の見直し

本指針は、必要に応じて本市の上位計画である「盛岡市総合計画」に合わせた見直しを行います。

第2 現状と課題

盛岡市総合計画の基本構想においては、芸術文化の振興について、現状と課題を次のようにまとめています。

●現状と課題（総合計画を引用）

施策6 歴史・文化の継承

「小施策Ⅰ 文化財の保存と活用」

- ・埋蔵文化財について、増え続ける出土資料の収蔵場所が不足しているほか、歴史的価値を有する建造物等の維持・保存が困難になっています。有形文化財等を、適切に保存・管理する必要がある、無形民俗文化財については、民俗芸能保持団体の後継者の確保を進める必要があります。

「小施策Ⅱ 博物館等施設の整備・充実」

- ・各施設において SNS や HP を活用した PR 活動に取り組んだことに加え、ニューヨーク・タイムズ紙掲載を受け、外国人を含めた観光客が増加しましたが、設備の老朽化などが進行し十分な受け入れ体制を構築できていないことから、施設機能の更新をすすめる必要があります。

施策10 芸術文化の振興

「小施策Ⅰ 芸術・文化活動の充実」

- ・事業実施の財源不足のほか、会員や指導者の高齢化、次代の担い手不足、運営資金面などに課題を抱える芸術文化活動団体等が増えています。また、気軽に芸術文化に触れられる参加機会が少ない現状にあり、裾野拡大に取り組む必要があります。

「小施策Ⅱ 文化施設の整備と活用」

- ・文化会館の老朽化が進み、安全・安心な施設利用のため優先順位を定めた適切な施設修繕を進める必要があります。また、修繕や更新を要する設備が多くなっており、さまざまな表現に対応した機能的な集う環境を提供するため、適切な管理運営と設備の更新に努める必要があります。

課題 1：芸術文化活動の充実

(1) 文化会館 4 館の特色をいかした魅力ある事業展開

人口30万人規模の都市が、盛岡劇場、都南文化会館、盛岡市民文化ホール及び渋民文化会館の文化会館（以下「文化会館」という。資料編P27～31参照。）を有していることは多いとの見方もありますが、4館体制の優位性を最大限にいかしていくためには、各館がそれぞれの特性や現状、課題を整理した上で、単館ごとでなく、連携や分担を行いながら、4館を一体的に捉え、全体としてどのような到達点を目指すのかを明らかにする必要があります。

公益財団法人盛岡市文化振興事業団（以下「事業団」という。）における事業は、アンケートを参考に企画を行っていますが、対象は事業参加者や文化会館利用者に留まっており、広くニーズを把握する仕組みが必要です。

公共の文化施設が市民の負託により運営されていることを考えると、これまでの公演や演奏会という事業だけの実施だけではなく、普段は芸術や文化に触れる機会のない、あるいは文化施設に出かけたくてもそれがかなわない人々、自ら文化施設に足を運ぶことが少ない子どもたちなどに対して、さらに可能な限り働き掛ける必要があります。

事業団の事業について、市民ニーズとともに利用者へのサービス向上を目指して市と事業団が共通認識を持ち、事業計画立案段階から共に検討していく必要があります。

また、自主事業の展開においては、催事の内容もさることながら客席の充足率の向上が重要であり、市民ニーズの掘り起こしとそれに対応した催事企画力及び事業におけるPDCAサイクルの構築が求められます。

(2) 芸術文化に親しむ機会

市民意識調査では、「興味はあるが時間が取れない」「どんな催し物をやっているかわからない」「入場料などの費用がかかりすぎる」という回答が多くなっています。また、芸術文化との関わりについて

は、「著名な作家や他の人が作った作品を鑑賞したい」という回答が半数以上となりました。

調査結果のとおり、時間的要因などから芸術文化と関わりを持ちたくても持てない人に対する環境整備が求められています。また、芸術文化との関わりについて、「著名な作家や他の人が作った作品を鑑賞したい」という回答が半数以上となっていることも踏まえ、これまで大切にしてきた質の高い作品鑑賞機会のほか、時代の流れや市民ニーズを把握して事業に反映させる必要があります。

また、本市の中心文化会館である盛岡市民文化ホールは、クラシックやオペラ、ミュージカルといった活動や鑑賞の場であることもさることながら、コンベンション会場としての利用も期待されており、目的別の利用頻度などについて調整が必要です。

(3) 芸術文化に参加する機会

芸術文化においては活動の程度や価値観が多様であることから、それぞれ異なるニーズへの対応が必要となります。例えば、プロ、愛好家、興味がある人に分けて考えた場合、それぞれに合わせた対応が必要です。プロレベルを目指す人であれば、指導者の強化、高い芸術文化水準に触れる機会の提供及び設備整備、愛好家は料金を抑えて楽しめるような場や機会の提供、興味がある人については芸術文化を分かりやすく知ることができる機会の提供などが挙げられます。

そのほか、事業団では学校向けプログラムを提供していますが、学校での活用が少ない状況にあります。子どもたちへの芸術文化の普及活動は、地域の文化を育み、文化施設の支持者を増やすことにつながることから、各文化会館が行う芸術文化事業を学校教育の中で積極的に活用してもらうことが、本市及び事業団にとっても重要な課題となっています。

(4) 芸術文化団体等との連携

本市では芸術文化団体による活動が活発に行われており、あらゆる場面で力が発揮されています。様々な分野において芸術文化団体が活動していることは、総合計画におけるまちづくりの合言葉である「暮

らしたい 身近に芸術（アート）があるまちに」の実現に大きな意味を持っています。

本市の芸術文化の裾野を広げていくために、各分野の芸術文化団体などと連携していく必要がありますが、つながりが断片的となっています。市の全体的な芸術文化振興を進めていくためには、事業団との連携のほか、様々な分野における文化振興の担い手である芸術文化団体との更なる連携が必要です。

(5) 指導者の高齢化及び次代の担い手の育成

文化芸術の次世代育成は、緊急かつ必須の課題です。指導者の高齢化が進んでおり、次代の担い手の育成が重要な課題となっています。

(1) 適正な管理運営と計画的な施設設備の修繕・更新

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画では、建物躯体や建築設備の改修について、事後保全の考え方から予防保全の考え方を取り入れ、20年ごとの修繕や40年での大規模改修を行い、耐用年数80年を目指すこととしています。この中で、各文化会館については、築20年前後と比較的新しいことから、適切な施設の維持管理に努めることとしています。この計画では施設固有の特殊な舞台設備等は除かれています。

これまで実施してきたホール舞台設備等の緊急的修繕の中にも、調光卓や音響卓の故障の修繕などがありましたが、これらの復旧が貸館の使用までに間に合わず、ホールが使用できなかつたとすれば、損害賠償を求められていた可能性もあります。また、舞台や客席の吊り物設備の整備不良は、人身事故にもつながりかねません。

ホールの機能を発揮するには、舞台設備等も、建物と同様に計画的に改修を進めていく必要があります。また、舞台設備等は技術進歩とともに、電動化やデジタル化、LED化など高機能化が進んでおり、これらの設備の更新を行う場合、舞台上部やホール天井の耐荷重や電気設備の容量に影響するため、建物躯体の改修とも密接に関連してきます。

また、文化会館の利用は、全国大会など早いものでは2年前から予約が入ることもあり、休館を伴うような施設改修や修繕の場合は、事前に利用を調整する必要があります。

これまでは応急的な修繕を行ってきましたが、前述のとおり様々なリスクを回避するためにも、施設の現状を調査した上で、設備の更新も含めた施設設備改修計画を策定し、優先順位に沿って順次修繕・更新を行っていくことが課題となっています。

(2) 市所蔵美術品の適正管理と有効活用

美術品については、所蔵数の増加とともに保管スペースが狭隘となったほか、適切な保管環境が整っていないため、美術品の劣化の進行

が危惧されます。また、有効活用のためには、既に傷んでいる美術品の修復が課題になっています。

さらに、美術品の背景や価値などについて、事業団で専門的な知識を有していても、その知識を発揮できる企画が少ないことも課題です。

(3) 利用者の利便性向上

利用者の利便性向上について、利用団体懇談会や各施設に寄せられる要望を確認しながら改善や検討を行っています。施設の構造上、実施が難しいものもありますが、トイレの洋式化やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など、利便性に配慮しながら計画的に取り組む必要があります。

課題 3：文化財の保護と活用

(1) 有形文化財等の保護と活用

市内に所在する建造物、工芸品、歴史資料等の有形文化財等は、歴史・文化に係る公共の財産として後世に引き継ぐため、その収集・保存・維持に努める必要があります。また、地域に受け継がれている有形民俗等の文化財は、地域の独自性を認識する核となるものであり、市民の歴史学習、世代交流の場やまちの魅力の増大と活性化のために活用されるべきものです。

地域の歴史や文化を語る重要な資産として、歴史的・地域的関連性などに基づき、その周辺環境も含めて総合的に把握して、幅広い活用を図っていくことが求められています。

(2) 無形民俗文化財の保護と継承

各種伝統芸能の中には、会員数を増やし、市内外での活動を積極的に行うなど伝承基盤が確立している保存団体がある一方で、伝統芸能を取り巻く地域コミュニティの変化や山間部の少子化などにより、更に深刻な後継者不足に直面している団体もあります。

それぞれの保存団体が抱える問題を共有化するとともに、個々の文化財又は保存団体の特性に応じた対策が課題となっています。

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

遺跡など埋蔵文化財包蔵地を保護するため、公共事業や民間開発での発掘調査を行う場合には、調整を図るとともに、市民への周知や情報提供を充実する必要があります。

また、発掘された埋蔵文化財資料の適切な収蔵・管理を行うとともに、調査結果の公開及び活用事業を活発にして、市民に還元する必要があります。

調査資料の公開においては、市民の地域の歴史・文化に対するニーズの深まりとともに専門的な回答を求められる場合もあるため、各世代の市民ニーズに対応する体制が急務となっています。

課題 4：推進体制

(1) 市と事業団の協働体制

平成8年までは、文化振興の施策や企画と事業を市が行ってきましたが、平成9年10月に市民文化ホールの建設を機に、専門的知識を有する職員による総合的、継続的な事業の実施と四つの文化会館の管理運営を一体的に担うことを目的に、本市が100%出資した盛岡市文化振興事業団を設立しました。音楽、演劇、美術など広い分野にわたって総合性、専門性を有する団体として、本市の芸術文化については、事業団が市の目指す事業の実施部門として、また各文化会館の指定管理者として管理運営を行っています。文化振興を更に進めていくために、多様化する市民ニーズを把握し、それに沿った事業の展開を図ることが更に必要です。

そのために、市と事業団が共通認識を持ち、それぞれの役割を担いながら芸術文化の発展に向けて、今後の在り方を議論していく必要があります。

(2) 県、広域市町及び民間施設との連携

近隣の文化会館等と事業内容や開催時期などの把握・調整を行うことで、市民にとってより魅力的な機会創出の場が増えることが期待されるため、県をはじめとするほかの機関・団体との連携の在り方の検討が必要です。

(3) 芸術文化事業（施策）に市民意見を反映させるシステムの構築

芸術文化振興の上で欠かせないのは、市民ニーズを把握することです。現在は事業終了時のアンケート、文化会館利用団体懇談会等を行っていますが、市においても芸術文化に係る審議会などを設置し、広く意見を聞き、事業や施策に反映させる仕組みが必要です。

(4) 芸術文化団体の体制

伝統芸能や生活文化を中心に高齢化と後継者難が顕著となっています。芸術文化団体の活動への若い世代の参画を促す仕組みの構築と、それとともに若い世代のリーダー育成が必要です。

また、盛岡芸術祭などの活動を積極的に展開するための体制の検討が必要です。

平成30年度に本指針を、令和元年度には「盛岡市芸術文化推進計画」を策定し、芸術文化の振興を図ってきましたが、本市がこれまで築き培ってきた歴史や文化を継承するとともに、市民が身近に芸術文化に触れ、心豊かに暮らすことができる環境づくりを進めていくことは、本市の芸術文化の振興の普遍的な使命であること、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定当初に定めた各種取組について、上手く進められなかったことから現在の指針に定める基本理念や基本的な方向性については、継続して取り組むこととします。

第3 基本理念

歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち

芸術文化は、喜びや感動、安らぎや癒やしを生むとともに、豊かな感性や創造性を育み、特に子どもの人間形成に大きな影響を及ぼすとともに、地域への愛着と誇りを持つことにつながってきました。

今後も市民が生き生きと心豊かに暮らせるよう、様々な主体が協力しながら、市民が身近に芸術文化に触れ、参加する機会を充実させていきます。

また、市民の誰もが芸術文化に触れ参加するためには、利用しやすい文化施設の整備や芸術文化団体の育成支援、支えるボランティアなどの育成が必要であり、芸術文化を支える体制づくり（人づくり）と環境づくりを進めていきます。

そして様々な芸術文化活動を通じて、人と人の絆を深め、地域コミュニティを活性化させ、市民、事業者、市が協働しながら活力あるまちづくりを進めるとともに、それを市内外に発信することにより、都市の魅力を高めていきます。

このようなことから今後の本市の芸術文化推進における基本理念を“歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち”の実現とし、次の四つの方針に基づき、市民、民間団体、地域、企業、行政などがそれぞれの特色をいかしながら、連携・協働により取組を進めることとします。

第4 基本的な方向性

文化芸術基本法や劇場、音楽堂等の活性化に関する法律など関係法令のほか、盛岡市総合計画及び第1期盛岡市芸術文化推進計画の現状と課題を踏まえ、今後、盛岡市の芸術文化振興の基本的な方向性について、現指針に位置付けている四つの方向性を継続していくものとします。

なお、各方向性に基づく、具体的な取組内容については、「盛岡市芸術文化推進計画」において定めるものとします。

方向性1：芸術文化の鑑賞機会の充実と担い手への支援

芸術文化共生社会の実現に向けて、芸術文化団体や障がい者関係団体と連携を図りながら、性別、年齢、障害の有無にかかわらず、芸術文化を鑑賞したり、参加できる機会を提供したりするとともに、芸術文化団体への支援、相互連携を図り、誰もが芸術文化に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

方向性2：芸術文化を支える人材や団体の育成及び環境の充実

芸術文化活動を支える人材の育成や芸術文化団体が継続的に活動を行えるような支援を進めていくとともに、芸術文化振興の中心となる文化会館が、誰もが身近に利用しやすい施設であるために、施設の更新・修繕を行うなど、安定的に活動を継続できる環境づくりに取り組みます。

方向性 3 : 芸術文化の力を活用したまちづくり

盛岡が脈々と受け継ぎ、育んできた文化的土壌や文化的資源を次世代に継承していくとともに、盛岡ならではの芸術文化を観光資源や産業資源として活用することにより訪れたいまち盛岡として交流人口の増加や賑わいの形成に努めます。

方向性 4 : 芸術文化の情報収集発信

市民が芸術文化に触れ、親しむきっかけを創出するため、芸術文化に関する収集に努めるとともに、ArtのMoriでのイベント情報の発信、報道各社への情報提供によるイベント開催情報の周知支援など、積極的な情報発信に取り組めます。